

吹田市障害者差別解消支援地域協議会設置要領

(目的)

第 1 条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、地域の関係機関が障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークを構築し、地域全体で差別の解消に向けた主体的な取組が行われることを目的として吹田市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障がい者差別に関する相談及び取組等の情報共有に関すること
- (2) 関係機関等による周知及び啓発活動等の取組に関すること

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 障がい当事者及びその家族
 - (2) 教育関係者
 - (3) 保健医療関係者
 - (4) 福祉雇用の関係者
 - (5) 事業者
 - (6) 法曹関係者
 - (7) 公共的団体
 - (8) 行政機関
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第 4 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会に会長を置き、福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、福祉部次長の職にある者又は会長が予め指名する者がその職務を代理する。
- 4 会長は、第 2 条に掲げる事項について専門的見地からの助言や専門知識の提供を求めため、協議会にアドバイザーを置くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成機関以外の者に会議への出席、情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、吹田市福祉部障がい福祉室において処理する。

(秘密保持義務)

第 6 条 法 19 条に基づき、協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この要領の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 2 項本文の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。